

国際海事機関（IMO）第6回船舶設備小委員会（SSE 6）における審議結果の詳細

2019年3月4日から8日にかけて、英国ロンドンIMO本部において、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所の太田進氏（右写真中央）を議長としたSSE 6が開催されました。各審議結果の詳細は以下のとおりです。

なお、太田進氏は、本年末をもって6年間の任期（所定の最長期間）を満了し、数多くの功績を残して退任されます。



SSE議長（太田氏）

1. 旅客フェリーの火災安全対策

（1）背景

旅客フェリーの車両積載区域での火災事故が世界的に多発していることを受け、2016年の第97回海上安全委員会（MSC 97）における欧州諸国からの提案により、旅客フェリーの火災安全対策の検討が行われてきました。

前回会合において、我が国は、2015年に国内で発生した旅客フェリー火災事故を教訓に、多岐に渡る火災安全対策の改善事項を提案しました。審議の結果、我が国をCGのコーディネータとするコレスポndenンス・グループ（CG）¹を設置し、我が国提案等をベースに暫定ガイドライン案及び海上人命安全条約（SOLAS条約）改正案の検討を進めることになりました。

（2）審議の結果

CGでの検討結果を踏まえ、主に次に掲げる火災安全対策の実施を推奨する暫定ガイドライン案が作成され、その承認・回章のため、今年6月に予定されている第101回海上安全委員会（MSC 101）に提出されることとなりました。

- ① 発火の予防的措置（車両や貨物ユニットへの電源供給用電気ケーブル・コンセントの保護・定期点検、船員による巡回チェック、電気自動車等に特有の発火リスクの特定・対応など）
- ② 火災の探知及び意思決定（映像による監視、暴露甲板における火災探知警報装置の設置など）
- ③ 消火（電気自動車等に関連する火災リスクや消火戦略に関する船員の訓練・操練、スプリンクラー設置場所の改善、暴露甲板における消火方法など）
- ④ 車両甲板の防火構造の改善
- ⑤ 救命設備及び避難場所の保全

※①は新造船・既存船の両方に推奨、②～⑤は新造船のみに推奨（ただし、③のうち船員の訓練・操練に関するものは既存船にも推奨）

¹ 会期間において、有志国が電子メールを用いて審議を行う通信部会

また、欧州海事安全庁（EMSA）が2017年10月～2018年12月に実施した調査研究プロジェクト「FIRESAFE II」の成果として得られた旅客フェリーの火災安全対策について、その評価を行うために安全評価専門部会（FSA EG）の設置をMSC 101に要請し、同部会による評価結果を踏まえて、次回会合においてSOLAS条約、関連コード等の義務要件の改正案を検討することになりました。

2. 船上のクレーンの安全要件

（1）背景

近年、国内外で船上のクレーンの不具合に起因する事故が多発していることから、2011年のMSC 89において、船上のクレーンの安全基準の策定を行うことを決定し、以来この検討が行われてきました。

前回会合では、船上のクレーン（船上揚貨装置及びアンカーハンドリングウィンチ）に関する各種危険性の分析を行い、必要となる安全対策を検討しました。また、我が国をコーディネータとするCGを設置し、このCGにおいて、SOLAS条約の改正、ガイドラインの作成を含む船上のクレーンの安全要件の更なる検討を進めました。

（2）審議の結果

今回の会合では、一般財団法人 日本船舶技術研究協会の江黒広訓氏（右写真左）を議長とする作業部会を設置し、船上のクレーンに関する安全要件の更なる検討を行いました。

CGでの検討結果並びに我が国及び国際海運会議所（ICS）が共同提案した内容をベースに審議を行った結果、船上のクレーンの安全要件を定めるSOLAS条約改正案が作成されました。主な内容は、次のとおりです。



作業部会議長（江黒氏）

① 規則の適用関係

- ハッチ・カバーの開閉を行う機械設備、救命設備等は適用除外
- 安全使用荷重（Safe Working Load）が1,000kg未満の船上揚荷装置については、主管庁の判断で設計要件等の適用を一部免除

② 設計等

③ 保守、点検等

④ 船上クレーンが故障で動作しない場合であっても、安全に航行することは可能であるため、寄港国の監督（PSC）により、港で当該船舶の出航を遅らせたりしないこと

また、江黒氏をコーディネータとするCGを再設置し、次回会合までに、作成されたSOLAS条約改正案の②～④について具体的な方法等を定めるガイドライン案の検討を進めることを決定しました。